

医療機関などの適正受診を心掛けましょう

市国民健康保険(国保)の医療費は、皆さんに負担していただく国保税や県の補助金などで賄われています。医療費の増加は、国保税引き上げにつながります。家計の支出を抑えるためにも、受診の際には次のことに気を付けましょう。



- 休日や夜間の受診を見直しましょう
- かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう
- 重複受診はやめましょう
- 薬のもらい過ぎに注意しましょう
- ジェネリック医薬品を利用しましょう

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージのかかり方 健康保険が使える範囲が限られています

	健康保険が使える場合	注意点	健康保険が使えない場合
整骨院・接骨院	急性、亜急性の外傷性の原因による次の施術を受けたとき 打撲、ねんざ、挫傷(肉離れ)、骨折・脱臼(応急手当ての場合を除き、医師の同意が必要)	● 負傷の原因を正確に伝える ● 「療養費支給申請書」には必ず自ら署名する ● 領収書は必ずもらおう ● 市が送付する「医療費のお知らせ」で受診内容を確認する	● 肩こりや筋肉疲労 ● 病气(神経痛、リウマチ、ヘルニアなど)が原因の痛みやこり ● 症状の改善がみられない長期の施術 ● 病院で同じ負傷などを治療中のもの など
はり・きゅう	次の慢性病で、医師による適当な治療手段がなく、医師の同意がある 神経痛、リウマチ、五十肩などの慢性的な痛みを主症とする疾患	治療を受ける際には、6カ月ごとに医師の同意が必要	病院・診療所などで同じ対象疾患を治療中(薬の服用や湿布の貼付も含む)のもの
マッサージ	次のような症例などで、医師の同意がある 筋麻痺、関節拘縮などのうち、医療上マッサージを必要とする症例		単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなど

※国保加入者で、健康保険を使って整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージに長期間かかっているかたなどに対し、文書や電話、訪問などで治療内容について伺うことがあります。ご理解・ご協力をお願いします

問い合わせ先 / 市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151

国保税の税率などを見直しています

国保の現状

平成30年度～令和4年度の5年間で国保の加入者は約11%減少し、それに伴い保険税収入も減少しています。一方、医療の高度化や加入者の高齢化により、1人当たりの医療費は約16%の増加となる見込みです。

税率改定の方針

被保険者のかたの負担が急激に増加しないよう、令和3～6年度の4年間で段階的に県が示す標準保険料率*と同等になるよう見直します。改定前の本市の税率と標準保険料率の差を段階的に見直し、令和6年度に差がなくなることを目指します。
※毎年度、市町村ごとの保険料(税)率の標準的な水準を表す数値として、県内統一の算定基準に基づき県が算定するもの

令和5年度の税率改定

	所得割率		均等割額 (被保険者1人につき)		平等割額 (1世帯につき)		賦課限度額	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療保険分	5.91%	6.20%	25,600円	26,100円	19,400円	19,300円	65万円	改定なし
差額		(+0.29%)		(+500円)		(▲100円)		—
後期高齢者支援金分	2.11%	2.40%	9,000円	9,700円	6,500円	6,800円	20万円	22万円
差額		(+0.29%)		(+700円)		(+300円)		(+2万円)
介護保険分	2.15%	2.28%	11,500円	11,100円	6,300円	6,000円	17万円	改定なし
差額		(+0.13%)		(▲400円)		(▲300円)		—

出産育児一時金 令和5年度から支給額を42万円から50万円に引き上げます。

問い合わせ先 / 市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
国保庶務係 ☎76-8150